

岩手県告示第 507 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社橋本薬局	盛岡市門一丁目 5 番 50 号	ドラッグトマト上田薬局	盛岡市上田一丁目 3 番 26 号	平成 15 年 5 月 31 日